

特記仕様書

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、徳島県が委託する道路パトロール業務（以下「パトロール」という。）に適用する。

(委託区間)

第2条 東部県土整備局徳島庁舎管内（鳴門・松茂・板野に限る。）の別表に示す区間を委託する区間とする。

なお、土曜日日曜日祝日のパトロール及び緊急を要する異常箇所の応急措置等に係る区間は、道路の管理を適時機動的に行うため、関係する道路パトロール受託者と調整を図り東部県土整備局徳島庁舎管内全ての県管理道路を対象とする。

(道路パトロール実施期間)

第3条 道路パトロールの実施期間は、下記のとおりとする。

令和5年4月1日から令和5年9月30日まで

(パトロールの詳細)

第4条 道路パトロール業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）第9条に示すパトロール項目の詳細は、以下のとおりとする。

パトロールの種類	点検項目	点検の視点（留意点）
平常時パトロール (昼間パトロール)	路面	<ul style="list-style-type: none">不陸、穴ぼこの状態交通障害物の有無区画線の状況凍結の有無、積雪の状態水たまりの有無
	路肩	<ul style="list-style-type: none">クラック沈下、その他損傷の有無塵埃、土砂等の障害物の有無
	法面	<ul style="list-style-type: none">クラック、はらみ出し等異常の有無落下の恐れのある浮石及び岩の風化の程度落石防護施設への土砂堆積、破損の有無道路に支障を及ぼす倒木、枯木、枝の有無
	排水施設	<ul style="list-style-type: none">側溝の破損の有無側溝、集水枡、排水口の堆積物蓋版の破損、隙間、がたつきの有無
	擁壁	<ul style="list-style-type: none">クラック、はらみ出し等異常の有無
	防護柵	<ul style="list-style-type: none">損傷の有無
	照明灯	<ul style="list-style-type: none">灯具、支柱の損傷の有無昼間点灯の有無
	道路標識	<ul style="list-style-type: none">汚れ及び損傷の有無設置位置の適否
	道路情報板	<ul style="list-style-type: none">損傷、表示板の異常の有無掲示内容の確認
	街路樹等	<ul style="list-style-type: none">植樹帯内の塵埃の堆積状況雑草の繁茂状況、枯死の状況繁茂による交通傷害の有無
	歩道	<ul style="list-style-type: none">不陸、穴ぼこの状態交通障害物の有無点字ブロックの破損の有無
	橋梁	<ul style="list-style-type: none">橋面舗装、高欄の損傷の有無伸縮装置の異常の有無道路との取り付け部の沈下の有無
	トンネル	<ul style="list-style-type: none">内壁のクラック、漏水の有無及び状況

		<ul style="list-style-type: none"> ・換気設備の異常の有無及び状況 ・照明、非常用施設の状況
--	--	---

パトロールの種類	点検項目	点検の視点（留意点）
平常時パトロール (昼間パトロール)	道路工事、占用・承認工事の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・交通規制の状況 ・工事看板の設置状況 ・標識、ランプ、バリケード等保安施設の状況 ・迂回路の状況
	不法占使用、隣接地行為の監視報告	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の不法占使用 ・違法看板設置 ・法面の不法埋立て、切取りの有無 ・隣接地からの汚損、落下物の有無 ・法先の掘削等による道路への支障の有無 ・路上放置車両の有無
異常時パトロール	<ul style="list-style-type: none"> ・事前通行規制区間の安全性及び道路情報板の確認 ・土砂崩壊及び落石等の有無 ・路肩及び法面の崩壊箇所の有無 ・冠水箇所の有無 ・排水機能の状況 ・擁壁、橋梁、トンネル等構造物の異常の有無及び状況 ・交通支障物の有無及び状況 ・積雪、除雪、路面凍結状況 	
定期パトロール	<ul style="list-style-type: none"> ・路面状況（ひび割れ率、わだち掘れ量）の目視判定 ・橋梁（側道橋含む） ・トンネル等 ・擁壁及び防災施設等（法面、法枠、吹付法面、擁壁等） ・横断歩道橋 ・排水施設（管（函）渠、側溝、集水枡） ・道路附属物（防護柵、道路標識及び道路情報板等） ・歩道（組立歩道含む） 	

（異常箇所の応急措置）

第5条 仕様書第3条第1項第2号に示す「緊急を要する異常箇所の応急措置」とは、次に示すものとする。

項目	措置内容	適用
危険回避・除去	<ul style="list-style-type: none"> ・倒木、落石、土砂、動物の死骸、投棄物、倒木等道路上の支障物の除去 ・危険事象に対するバリケード、看板、危険杭の設置 	落石等については、小規模なもののみ道路交通に支障がないように路肩等に移動
路面補修	・舗装路面にできたポットホール等の小規模修繕作業	緊急を要するもので、かつ小規模なもの
側溝清掃	・側溝、集水枡等の土砂、ゴミ等の撤去	緊急を要するもので、かつ小規模なもの
交通安全施設補修	・破損した標識・視線誘導標等の応急修理	緊急を要するもので、かつ小規模なもの
視距の確保	・内カーブ等において、視距を阻害する草木の刈払い	緊急を要するもので、かつ小規模なもの。民有地内のものは、監督員に報告後、措置する。
その他	・道路交通に支障のある事項	緊急を要するもので、かつ小規模なもの。

（パトロール車両）

第6条 委託者が貸与するパトロールに使用する車両（ドライブレコーダー搭載）は次のとおりとする。

車両の登録番号：徳島 800 さ 9010

(パトロール要員の遵守事項)

第7条 パトロール要員がパトロールにあたって遵守すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 出発前に監督員にパトロールコースなどを確認し、必要な情報の提供を受けること。
- (2) パトロールに必要な車載常備器材の確認を行う等の十分な準備を行うこと。
- (3) 服装は、道路上の作業に適する作業服、作業靴、安全チョッキを着用すること。
- (4) 応急措置を行う場合は、パトロール車の黄色回転灯及びハザードランプを点灯し、作業中看板やセーフティーコーンを適宜配置すること。
- (5) 作業を行う場合は、パトロール要員はヘルメットを着用し、1名を作業担当者、他は交通誘導を行うものとする。
- (6) パトロール中は、適宜業務管理責任者と連絡をとり、現況報告を行う。
- (7) 報告書、日誌等の作成は16時30分以降に行うものとする。

(携行器材)

第8条 道路パトロール車には下表に掲げる器材を必要に応じ積載するものとし、監督員の承諾を得て甲が備えている資器材を使用することができる。

1	関係資料	管内図、道路台帳等
2	記録・測定器具	[デジタルカメラ]、ポール、巻尺
3	保安器具	信号旗、バリケード、セーフティーコーン、保安ロープ、標識
4	照明器具	懐中電灯
5	応急処理材料	常温合材、凍結防止剤、危険杭
6	応急用工具	スコップ、鎌、鋸、掛矢、箒
7	通信機器	[携帯電話]
8	その他	その他必要な器材

2 前項の器材のうち、[] 内のものは、受託者の負担において準備すること。

別表（第2条関係）

道路パトロール業務委託路線一覧表

種別	路線名	パトロール区間
主	徳島引田線	管内全区間
主	鳴門公園線	管内全区間
主	鳴門池田線	管内全区間
主	松茂吉野線	管内全区間
主	石井引田線	管内全区間
主	徳島鳴門線	管内全区間
主	徳島空港線	管内全区間
主	徳島北灘線	管内全区間
主	瀬戸撫養線	管内全区間
一	板野川島線	管内全区間
一	阿波大宮停車場線	管内全区間
一	板野停車場線	管内全区間
一	板東停車場線	管内全区間
一	北島池谷停車場線	管内全区間
一	瀬戸港線	管内全区間
一	亀浦港櫛木線	管内全区間
一	栗津港撫養線	管内全区間
一	栗津港線	管内全区間
一	長原港線	管内全区間
一	古川長原港線	管内全区間
一	川内大代線	管内全区間
一	桧藍住線	管内全区間
一	津慈広島線	管内全区間
一	大谷櫛木線	管内全区間
一	板野インター線	管内全区間
一	鳴門徳島自転車道線	管内全区間

※種別の「国」は一般国道、「主」は主要地方道、「一」は一般県道である。

※管内とは、鳴門市、松茂町、板野町のことである。

道路パトロール業務委託仕様書

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、発注者（以下「甲」という。）が受注者（以下「乙」という。）に委託する道路パトロール業務（以下「業務」という。）に適用する。

(目的)

第2条 この業務は、徳島県が管理する一般国道及び県道（以下「道路」という。）の現状を把握し、道路の異常、不法占用等に対して適切な措置を講じるとともに、道路管理上必要な情報を収集することにより、道路を常に良好な状態に保ち、安全で円滑な交通を確保することを目的とする。

(業務内容)

第3条 乙は別途特記仕様書で定める路線について、以下に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 道路パトロールの実施
- (2) 道路の状況把握と異常の発見、緊急を要する異常箇所の応急措置
- (3) 各種情報収集（住民からの情報等）
- (4) 実施結果の報告
- (5) その他、甲の指示するもの

(道路パトロール体制)

第4条 道路パトロールは、原則として自動車を用いて班体制で実施するものとし、道路パトロール要員2名を1班とし編成するものとする。ただし、運転手はパトロール要員に含むものとする。

2 前項の班員のうち1名以上は、以下の何れかの資格または経験を有すること

- ・一級もしくは二級土木施工管理技士
- ・国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した公物管理業務において1件以上の実績を有する者
- ・土木一式工事に関し3年以上の実務経験を有する者
- ・公共土木施設の測量又は設計業務に関し3年以上の実務経験を有する者
- ・道路又は河川に関する技術的な行政経験を10年以上経験している者

3 第1項の班員のうち、運転手については以下の要件を満たす者であること。

- ・第1種普通以上の運転免許を有し、かつ普通自動車以上の運転実務経験が2年以上であること
- ・過去2年以内に重大な交通事故を起こしていないこと。
- ・過去2年以内に重大な交通違反（免許停止を伴うもの）をしていないこと。

4 パトロール要員は、交代員を含め複数名とすることができます。

(業務管理責任者)

第5条 乙は、委託業務の実施責任者として業務管理責任者を選任し、甲に通知しなければならない。

- 2 業務管理責任者は、以下の資格を有するものであること。
 - ・測量士
- 3 乙は、業務管理責任者の資格要件について、資格者証の写しを監督員に提出しなければならない。
- 4 乙は、業務管理責任者と乙との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し）を監督員に提出しなければならない。
- 5 業務管理責任者はパトロールの適切な履行を確保するため、パトロール要員を指導、監督しなければならない。
- 6 業務管理責任者は、毎月1回監督員に業務全般に関する状況報告を行うとともに、業務の実施方針について監督員と下記に掲げる事項について打合せを行うものとする。また、打合せ結果を様式1により相互確認するものとする。
 - (1) 業務履行状況の確認
 - (2) 道路パトロール実施計画
 - (3) その他、業務実施上、必要となる事項

(実施計画書)

- 第6条 乙は、以下の各号に掲げるところにより、道路パトロールに関する実施計画書を作成し、甲に提出し、当該計画に従って道路パトロールを実施するものとする。
- (1) 委託契約の締結後、速やかに「パトロール計画書（様式2）」及び「組織表及び連絡体制表（様式3）」を作成し、監督員に提出し、承諾を受けなければならない。
 - (2) 乙は、毎月、月ごとの「道路パトロール実施計画書（様式4）」を作成し、毎月25日までに翌月分を監督員に提出し、承諾を受けなければならない。
 - (3) 当該実施計画に関わらず、監督員が異常気象等により道路パトロールの実施が困難と判断した場合はこの限りではない。

(パトロールに使用する車両)

- 第7条 パトロールに使用する車両は、甲が貸与する所定の車両を使用するものとする。
- 2 車両の貸与についての詳細は、別に定める「徳島県公共土木施設維持管理業務委託に係る県有車両の貸付要領」に基づくものとする。
 - 3 自動車保険料については、任意自動車保険料の契約額に応じて変更契約を行うものとする。
 - 4 甲が貸与する自動車で、乙が交通事故等を起こした場合は、全て乙において処理しなければならず、甲は一切の責を負わないものとする。
 - 5 乙は、車両使用簿により、毎日車両の使用状況を甲に報告すること。

(道路パトロールの種類及び定義)

- 第8条 道路パトロールの種類は、平常時パトロール、異常時パトロール、定期パトロールとし、その定義は以下のとおりとする。
- (1) 平常時パトロール 平常時における道路の状況及び道路交通の安全性について点検する昼間パトロール及び夜間パトロールをいう。
 - (2) 異常時パトロール 豪雨、地震等の異常気象が生じたときに危険の予想される箇所の点検及び災害発生の概況と道路交通に及ぼす影響等を把握するために行う

パトロールをいう。

- (3) 定期パトロール 主要な構造物、道路防災総点検による防災カルテ作成箇所について定期的に破損・変形・老朽度・機能効果等の状況を把握するために行うパトロールをいう。

2 この業務で対象とするパトロールは、平常時パトロール（夜間パトロールは除く）、異常時パトロール及び定期パトロールとする。

(道路パトロールの内容)

第9条 平常時パトロールは、以下の各号に掲げる事項について、車両からの目視により行うものとし、必要がある場合は、徒步により行うものとする。

- (1) 路面の状況
- (2) 路肩、路側の状況
- (3) 法面の状況
- (4) 排水施設の状況
- (5) 擁壁の状況
- (6) 交通安全施設の状況
- (7) 街路樹、植樹帯の状況
- (8) 橋りょうの状況
- (9) トンネルの状況
- (10) 歩道の状況
- (11) 道路工事等の施工箇所における保安施設・交通処理状況
- (12) 道路の占用の状況等
- (13) 道路隣接地における工事の状況
- (14) その他

2 異常時パトロールは、本条第1項に準じるが、異常事象に応じて適宜重点項目を定め、車両からの目視により行うものとし、必要がある場合は徒步により行うものとする。

3 定期パトロールは、橋梁・トンネル等の主要構造物について細部の状況、あるいは損傷状況、落石危険箇所の状況を把握するため徒步により実施する。

(道路パトロールの実施)

第10条 道路パトロールは以下の各号に掲げるところにより実施するものとする。

- (1) 乙は、原則として実施計画書により、道路パトロールを実施しなければならない。
ただし、監督員から指示を受けた場合は、この限りでない。
- (2) 道路パトロール（始業時連絡、終業時報告を含む。）は、年始（1月1日から3日まで）を除いた日に実施するものとし、8時30分から17時15分までの範囲内で実施することを原則とする。ただし、異常時パトロール及び年末年始期間等の事前に監督員から指示された日のパトロールはこの限りでない。
- (3) パトロール実施日は監督員に、パトロールの出発及び終了の報告を行うものとする。
- (4) 道路パトロール頻度は、原則として1路線につき週1回以上とする。
- (5) 定期パトロール頻度は、平常時パトロールの頻度に支障の無い範囲で行うものとし、年1回程度とする。ただし、実施箇所は、監督員と協議し決定するものとする。

- (6) 契約期間内に貸与する車両の車検等及び故障が発生した場合には、乙の所有する車両によりパトロールを行うものとする。ただし、期間が長期にわたる場合は、甲乙協議によるものとする。なお、パトロール回数に変更が生じた場合は変更対象とする。
- (7) 異常気象等により、業務履行不可能な時事が生じた場合、道路パトロールを中止する。その中止期間にあたる道路パトロール回数については変更対象とする。

(道路パトロール中の措置)

第11条 乙は、道路パトロール中に、道路に異常を発見した場合は、以下の各号に掲げる措置を行うとともに、甲に報告するものとする。

- (1) 道路の損傷等一般交通に支障を与えると判断されるものについては、応急措置を講じ、監督員に電話等で速やかに報告するとともに、状況のわかる写真撮影、記録等を行うものとする。なお、応急措置を行うことが困難なものについては、監督員に電話等で速やかに報告し、指示を受けるものとする。
- (2) 道路に対する不法行為等を発見した場合は、監督員に電話等で報告するとともに状況のわかる写真撮影、記録等を行うものとする。
- (3) 道路工事等で、一般交通等に支障があると判断される場合は、監督員に電話等で速やかに報告するとともに、状況のわかる写真撮影、記録等を行うものとする。
- (4) 異常気象に遭遇した場合は、監督員に速やかに連絡し、その指示を受けるものとする。

(履行する際の注意事項)

第12条 業務管理責任者は、本仕様書、特記仕様書等に基づき業務の適正な履行の確保に努めなければならない。

- 2 パトロール車の運転手は、道路交通法等関係諸法規を厳守するとともに、常に安全運転に努めなければならない。
- 3 パトロール要員は、住民から常に注目されていることを自覚し、その行動は誤解を招くことの無いように注意するとともに、住民には親切丁寧に応対すること。
- 4 パトロール要員は業務遂行中、甲が発行する身分証明書を常に携行し、第三者から請求があった時はこれを提示すること。
- 5 業務管理責任者、安全運転管理者およびパトロール要員は、各庁舎で実施する交通安全研修を受講するものとする。
- 6 業務管理責任者は、パトロール要員と連携を密にし、毎日の始業及び終業時に業務の確認を行うものとする。
- 7 業務管理責任者は、パトロール要員と打合せを行い、勤務状況を確認し、指揮・監督を行うものとする。
- 8 毎月1回、業務管理責任者はパトロール車に同乗し、別紙「業務実施状況確認表」により作業内容をチェックして甲に報告すること。また、業務管理責任者は、業務の適正な履行を確保するため、契約書、特記仕様書に基づき、全パトロール要員を対象に、能力の向上、安全管理の徹底、コンプライアンスの意識の啓発を図るための教育を、毎月1回行うものとする。

(道路パトロール車への受注者名の標示)

第13条 乙は、県が貸与する道路パトロールに使用する車両に、受注者名を次の要領で標示するものとする。

- (1) 標示方法は、道路パトロール車にマグネット板等を貼付する方法によるものとし、標示する文字形式及び寸法は、原則、図-1のとおりとする。
- (2) 図-1において、幅15cmの白地マグネット板に黒字で標示し、標示内容は、『受注者：〇〇〇〇』とし、『〇〇〇〇』には受注者名を標示するものとする。
- (3) マグネット板等の貼付にあたっては、車両の両側侧面とし、また、マグネット板等を分割し標示してもよいこととする。

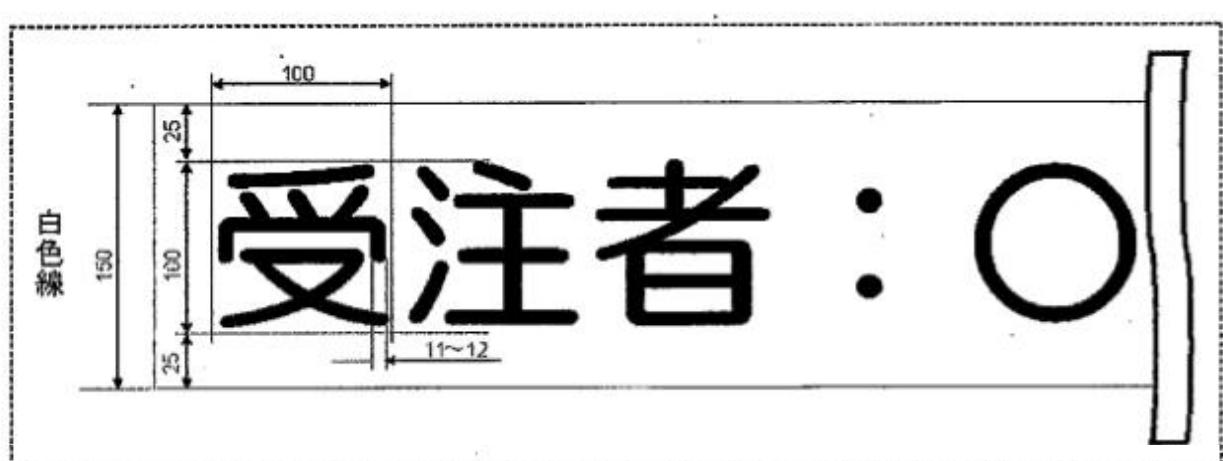


図-1 <文字の形式及び寸法>

(道路パトロール結果の報告等)

第14条 乙は、以下の各号に掲げるところにより、道路パトロール結果を甲に報告すること。

- (1) 業務の実施結果は、毎日、別に定める報告書に整理すること。
 - (2) 報告書は「道路パトロール日誌（様式5）」、「路線別点検表（様式6）」、「異常箇所整理表（様式7）」、「情報提供整理表（様式8）」及び「パトロール実施状況月報（様式10）」とする。
 - (3) 緊急を要する道路パトロール結果については、前号の報告を行う前に、電話等で監督員に報告しなければならない。
 - (4) 「路線別点検表（様式6）」については、原則として実施日当日に提出すること。これ以外の報告書については、翌日の提出を可能とする。
 - (5) 月に1回に頻度で、路線毎のパトロール状況写真（異常なしの写真）を道路パトロール日誌に添付すること。なお、撮影ポイントは毎月変化させること。
 - (6) 定期パトロールの報告書は、日常パトロールに準ずるものとする。
- ただし、落石危険箇所のパトロールは落石カルテ等によるものとする。

(事故報告)

第15条 乙は業務履行中に事故が発生したときは、直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する期日までに「徳島県土木工事共通仕様書」に基づく事故報告書を提出しなければならない。

(守秘義務及び情報管理)

第16条 本業務の実施において知り得た情報を第3者に漏らしてはならない。

2 個人情報を取り扱う場合は、情報セキュリティを確保し、データの流出は絶対にあってはならない。

(受注者の責任)

第17条 業務従事者として要求される注意事務を怠り、本業務の目的に反した履行を行ったことで物的損害、人的損害等を発生させた場合、受注者は責任を負う。

(業務管理責任者に対する措置請求)

第18条 契約書第7条における業務管理責任者に対する措置要求は、業務管理責任者措置請求書(様式9)により行う。

(その他)

第19条 業務に必要なパソコン関連機器、事務用品は、乙が用意すること。

2 乙が職員のパソコンを使用しないこと。

また、乙が準備し、使用するパソコンからのデータをUSB等外部記憶媒体を介して、甲の使用するパソコンに入出力してはならない。

3 定期的に、パトロール結果、写真等のデータを電子メールまたはウイルスチェックを済ませたCD-Rにて監督員に提出すること。

4 業務の遂行にあたり、設計図書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議により定めるものとする。

徳島県公共土木施設維持管理業務委託に係る県有車両の貸付要領

(適用)

第1条 徳島県（以下「甲」という。）が発注する徳島県公共土木施設（道路・河川・砂防・港湾等）の維持管理業務において、受注者（以下「乙」という。）が県有車両（以下「車両」という。）を使用するにあたっては、仕様書、契約書によるほか、この要領によるものとする。

(貸付物件等)

第2条 貸付は、甲が指定した車両及び付属備品とする。

(使用用途)

第3条 車両の使用用途は、次に掲げる業務とする。

- 一 徳島県公共土木施設（道路・河川・砂防・港湾等）の維持管理業務
- 二 その他県が必要と認める業務

(用途外使用の禁止)

第4条 乙は次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 車両を転貸し、又は担保に供すること。
- 二 車両を業務以外の目的に供すること。

(使用貸借)

第5条 乙は、当該履行期間に係る借受申請書（様式第1号）を甲に提出し、その貸付の決定を受けなければならない。

2 甲は、この要領に基づき借受申請書を審査し、適當と認めた場合は、車両の貸付を決定し、貸付決定書（様式第2号）により通知するものとする。

(運転者等)

第6条 車両は次の要件を満たす者でなければ運転することができない。

- 一 乙が業務を履行するため、使用している者であること。
 - 二 普通第1種以上の運転免許を有し、かつ普通自動車以上の運転実務経験が2年以上であること。
 - 三 過去2年以内に重大な交通事故を起こしていないこと。
 - 四 過去2年以内に重大な交通違反（免許停止を伴うもの）をしていないこと。
- 2 前項の規定により、車両を運転することができる者について、車両運転者名簿（様式第3号）を提出するものとする。

(貸付料)

第7条 車両の貸付は無償とする。

(費用負担)

第8条 修理等に要する費用は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 甲が負担するものは次のとおり。
 - イ 車検及び定期点検整備に要する費用。(ただし、第二号の乙が負担するものを除く。)
 - ロ タイヤ、バッテリー、カーエアコン等の交換又は修理に要する費用。(ただし、明らかに乙の責めに帰すべき事由であると認められる場合には乙が負担するものとする。)
 - ハ その他、甲が特に必要と認める修理等及び乙の負担とすることがあきらかに不適当と認められる修理等に要する費用。
- 二 乙が負担するものは次のとおり。
 - イ 乙が走行するのに必要な燃料の給油に要する費用。
 - ロ 潤滑油類（エンジンオイル、ブレーキオイル、クラッチオイル等）の補充又は交換に要する費用。ただし、エンジンオイルの交換については4,000kmごとに行うものとする。
 - ハ 洗車用品、ワックス、ウォッシャー液、ラジエター液、モップ等の保守的消耗品に要する費用。
- ニ 乙は前項第一号ロ及び第二号ロに掲げる事項が生じた時は、費用負担に関わりなく、あらかじめ甲と協議するものとする。

(自動車保険料)

第9条 乙は契約締結後、当該履行期間中は、自己の費用負担において、乙を契約者とする、次に掲げる内容の任意自動車保険に加入しなければならない。

- | | |
|---------|---------------|
| 一 車両 | オールリスク型 |
| 二 対人賠償 | 1名につき 無制限 |
| 三 対物賠償 | 1事故につき 無制限 |
| 四 搭乗者障害 | 1名につき 500万円以上 |
| 五 運転者 | 限定なし |
| 六 運転者年齢 | 制限なし |

2 乙は前項の規定により加入した、保険契約書の写しを甲に提出するものとする。

(亡失又はき損)

第10条 乙は、自動車を亡失又はき損したときは、借受車両の亡失（き損）報告書（様式第4号）により詳細な報告書を提出し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、自己の責に帰すべき理由により自動車を亡失又はき損したときは、自己において補填し、又はその損害額を弁償しなければならない。

(事故処理)

第11条 乙は、当該契約の業務の履行に伴い、交通事故等が発生したときは、直ちに負傷者の救護及び道路の危険防止について必要な措置を講ずるとともに、警察署に届け、その状況を車両等事故速報（様式第5号）により甲に報告し、速やかに事故等の処理を行い、事故処理に要する一切の費用を乙が負担する。ただし、甲が加入する自動車損害賠償責任保険の適用を妨げるものではない。

- 2 前項の報告書には、次の書類を添附しなければならない。
- 一 事故現場の見取図
 - 二 事故車双方及び相手方物件の写真
 - 三 自動車安全運転センター法第29条第1項第5号の規定に基づく交通事故に關し、その発生した日時、場所その他内閣府令で定める事項を記載した書面（発行後添付）
 - 四 その他必要な書類

（一般的損害）

第12条 業務の履行に伴い生じた損害（次条第1項、第2項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、第9条の規定に基づく加入保険を適用し、保険により補填されたものを超える部分について、甲が負担する。

（甲及び第三者に及ぼした損害）

第13条 乙は業務の履行に伴い、甲及び第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし第18条の規定に基づき、甲が使用中に発生した損害については、甲と協議するものとする。

- 2 前項の規定による賠償額（第9条に定めるところにより加入した保険で補填された部分を除く。）のうち、甲の指示、その他甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示が不適当であることを等甲の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 前2項の場合、その他業務の履行に伴い、第三者との間に紛争を生じた場合については、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

（交通違反等）

第14条 乙は業務の履行に伴い、交通違反により検挙されたときは、速やかにそのてんまつを甲に報告しなければならない。

（車両の引渡時期等）

第15条 甲は乙に業務を実施する毎に、パトロール業務に使用する車両を乙に引き渡すものとし、業務が終了したときは、速やかに甲に返納するものとする。
ただし、災害等の緊急時において、やむをえず返納することが困難な場合においてはこの限りでない。また、この間の車両の管理は乙の責任において行うものとする。

（車両の引渡し、返納、保管場所）

第16条 車両は甲が指定する保管場所において、引渡し、返納するものとする。

（貸付の中止）

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、車両の貸付を中止することができる。

- 一 正当な理由なく、この要領に違反したとき。
- 二 その他、借受者として、不適当であると認める事実があったとき。

(車両の使用)

第18条 災害等の緊急時において、甲が必要と認めるときは、乙の業務の履行に支障が生じない範囲で車両を使用することができるものとする。ただし、その場合の燃料費は甲の負担とする。

(使用状況の報告)

第19条 乙は、車両使用簿（様式第6号）により、毎日車両の使用状況を甲に報告しなければならない。

(車両に関する事務)

第20条 乙は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- 一 車両の運行前点検（運行するに支障が生じる部位に関する全てをいう。）
- 二 燃料及び油脂類の補給及び交換に関する事務。
- 三 車両の適正使用・管理に関する事務。
- 四 事故防止に関する事務。

(燃料等の品質)

第21条 燃料及び油脂類は、次の各号に定めるものを使用し、品質について必要があると認められるときは、甲乙協議するものとする。

- 一 燃料は甲が指定する油種を使用する。
- 二 エンジンオイルは、四季を通じて使用可能な品質を保持し、かつ、JIS規格品とする。
- 三 その他のものについては、車種による純正品又は同等品以上のものを使用するものとする。

(法令等の遵守)

第22条 乙は業務の履行にあたっては、道路運送車両法、道路交通法等車両の運行等に係る関係法令及び労働基準法等労働条件に係る関係法令並びに甲の指示事項を遵守するものとする。

(疑義等の決定)

第23条 この要領に定めるもののほか、車両の貸付に関し必要な事項は、甲が別に定める。

附 則 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号

徳島県公共土木施設の維持管理業務委託に係る県有車両借受申請書

令和 年 月 日

殿

借受申請者 (所在地)

(商号及び代表者役職氏名)

印

徳島県公共土木施設の維持管理業務委託の実施に伴い、県有車両を次のとおり借受けたいので、申請します。

1 借受車両及び付属備品

2 借受の目的 (委託業務名)

3 借受予定期間 (契約期間)

4 保管場所

5 担当者及び使用責任者 (氏名、電話番号等)

6 添附書類

- ①車両運転者名簿 (様式第3号)
- ②その他必要と認める書類

様式第2号

徳島県公共土木施設の維持管理業務委託に係る県有車両貸付決定書

〇〇第 号
令和 年 月 日

殿

(発注者)

令和 年 月 日付けで申請のあった、県有車両の貸付については、申請のとおり決定します。

県有車両の借受に際しては、徳島県公共土木施設の維持管理業務委託に係る県有車両貸付要領及び当該委託業務に係る仕様書、契約書の内容を遵守すること。

樣式第3号

車両運転者名簿

所在地

商号

代表者役職氏名

印

委託業務名（ ）

※免許更新等により、記載事項に変更が生じた場合には、その都度、速やかに提出すること。

様式第4号

決裁欄				
				第 年　月　日 号
殿				
所在地				
商号				
代表者職氏名				印
<p>車両の亡失（き損）報告書</p> <p>車両が、次のとおり亡失（き損）しましたので報告します。</p>				
車両番号	車　　両	車　　名	事故の責任者	
購入年月日	購　入　価　格	現在見積価格	亡失（き損）の日時	
事故発生の 場　　所				
常時保管場所				
事故発見の動機とその内容				
事故後の措置		その他参考事項		

注 1 盗難のときは、警察署の証明書を添付のこと。

2 き損の場合は、修繕料の見積書を添付のこと。

車両等事故速報

殿

所在地

商号

代表者職氏名

印

委託業務名（ ）

次のとおり事故がありましたので、報告します。

令和 年 月 日

車両事故の態様 ※該当するものを○で囲んでください。以下の項目記載も同様です。		交通事故 県有車両の盗難 県有車両の交通事故外損傷	加害 双方過失 被害 自損	人身損害 死亡 傷害 物損
事故発生 場所	年月日	令和 年 月 日()午前・午後 時 分頃 (天候)		
	(路線名) (道路形状)	国道 交差点	号、県道 道路本線上	線、市町村道 路側部 構内道路
事故者 会社名 職 氏 名 年 齢 備 考		※免許証の写しを添付してください。		※車両番号〔徳島 同乗者の状況 (有(名)・無) ※同乗者有りの場合は職氏名を記載 氏名
	相手方 住所 氏 名 年 齢 職業 連絡先 備 考	(電話)		※車両番号〔 車両所有の状況 (運転者が所有・所有者は別)
事故の概況		※事故の原因・形態等を簡潔に記載してください。 ※事故現場写真撮影(予定)年月日 令和 年 月 日		
人身損害 物損等の状況	※けがの程度、病院名、車の損害箇所・程度、修理先名(ディーラー・整備工場名)、届出警察署名等を記載してください。			

MEMO

- ※事故現場の道路形状（交差形状、信号機の有無・一時停止規制線等交通規制の状況）・事故時の車両位置図等を記載してください。
- ※衝突位置及び相手方を衝突前に最後に確認した位置を赤で記載してください。
- ※住宅地図の写しを添付してください。
- ※車両運転者の免許証の写しを添付してください。
- ※事故車双方及び相手方物件の写真を添付してください。

県有車両使用簿

			車名及び 車両番号		無事故 累計日数	日	累計 走行距離	km			
決裁欄		運転者氏名 (同乗者名)	使用年月日	使用時間	行程 (施設名等)	用務 (内容及び所要時間)	日常点検 実施結果 及び実施 者の印	走行距離	給油量	確認印	備考 (累計キロ数)
			年月日	時 分から 時 分まで			良 否	km	ℓ		
			年月日	時 分から 時 分まで			良 否				
			年月日	時 分から 時 分まで			良 否				
			年月日	時 分から 時 分まで			良 否				
			年月日	時 分から 時 分まで			良 否				
			年月日	時 分から 時 分まで			良 否				
			年月日	時 分から 時 分まで			良 否				
			年月日	時 分から 時 分まで			良 否				
			年月日	時 分から 時 分まで			良 否				
			年月日	時 分から 時 分まで			良 否				

注 1 同乗者がある場合は、「運転者氏名」欄の運転者氏名の下に記入すること。

2 「行程」欄には、用務を行う施設名等を記入すること。

3 「用務」欄には、用務の内容及び所要時間を記入すること。

4 「備考」欄には、帰庁時の累計走行距離並びに日常点検による異常箇所及び措置その他伝達事項を記入すること。

日常点検の 箇所及び内容	1 ブレーキ	踏みしろ、効き、液量、レバーの引きしろ	5 灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅の具合、汚れ及び損傷 液量、噴射状態、払拭状態 当該箇所に異常がないこと。
	2 タイヤ	空気圧、亀裂及び損傷、異常な摩耗、溝の深さ	6 ウィンド・ウォッシャ及びワイパー	
	3 バッテリ	液量	7 前回の運行において異常が認められた箇所	
	4 原動機	冷却水の量、オイルの量、かかり具合、異音、低速及び加速の状態		

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、

又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、隨時調査することができる。

(事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

注1 「甲」は委託者である徳島県（実施機関）を、「乙」は受託者を指す。

2 委託等の内容にあわせて、適宜必要な事項を追加し、また不要な事項を削除することができる。